

留守家庭児童育成会運営助成（H30年度-H29年度）比較

年間開所日数の減少によるもの
(293日⇒292日)

番号	区分	H30年度		H29年度	
		H29年度との比較		H30年度国基準単価	H29年度国基準単価
1	基本額 (★)	1～9人	17,000円 ↓	3,535,000円～3,751,000円 (1人増ごと27,000円増加)	3,552,000円～3,768,000円 (1人増ごと27,000円増加)
2		10～19人	17,000円 ↓	3,778,000円～4,021,000円 (同27,000円増加)	3,795,000円～4,038,000円 (同27,000円増加)
3		20～35人	17,000円 ↓	5,130,000円～5,505,000円 (同25,000円増加)	5,147,000円～5,522,000円 (同25,000円増加)
4		36～45人	17,000円 ↓	5,530,000円	5,547,000円
5		46～55人	17,000円 ↓	5,477,000円～5,000,000円 (同53,000円減少)	5,494,000円～5,017,000円 (同53,000円減少)
6		56～70人	17,000円 ↓	4,947,000円～4,205,000円 (同53,000円減少)	4,964,000円～4,222,000円 (同53,000円減少)
7		71人以上	17,000円 ↓	4,141,000円	4,158,000円
8	長時間開所加算	平日	変更なし	—	1時間延長につき 年額378,000円 加算
9	長期休業中等	変更なし	—	—	1時間延長につき 年額170,000円 加算
10	長期休業期間受入支援助成	変更なし	—	—	長期休業期間中に追加で児童を受け入れたときに日額17,000円を助成
11	障害児受入促進助成	障害児1人以上受入	変更なし	—	育成会が障害児を受け入れる場合に、1,796,000円を助成
12	障害児受入促進助成	障害児3人以上受入	変更なし	—	育成会が3人以上の障害児を受け入れる場合に、1～2人の助成額に加えて1,796,000円を助成
13	医療的ケア	変更なし	—	—	育成会が医療的ケア児を受け入れる場合に、3,847,000円を助成
14	障害児受入促進助成	変更なし	—	—	育成会が新たな障害児を受け入れるため、専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の1/2を補助 (125,000円限度)
15	常勤職員配置等助成	限度額108,000円	↑	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 1か所あたり 2,904,000円限度 ⇒ 3,012,000円限度 ※放課後児童支援員等処遇改善等事業との重複適用は不可。	
16	放課後児童支援員等処遇改善等事業	限度額34,000円	↑	育成会が、家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乘せするために必要な額を助成 1か所あたり 1,541,000円限度 ⇒ 1,575,000円限度 ※常勤職員配置等助成との重複適用は不可。	
17		限度額5,000円	↑	10年以上の事業所長的立場 377,000円/1人	10年以上の事業所長的立場 372,000円/1人
18	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	限度額3,000円	↑	5年以上の専門研修受講者 251,000円/1人	5年以上の専門研修受講者 248,000円/1人
19		限度額1,000円	↑	放課後児童支援員研修修了者 125,000円/1人	放課後児童支援員研修修了者 124,000円/1人
20	送迎支援事業	変更なし	—	—	子どもの安全・安心を確保するため、地域の高齢者等を活用して送迎支援を行う育成会に対し助成 1か所あたり 466,000円限度
21	設置促進事業	変更なし	—	—	民家等を賃借して育成会をする場合の改修、設備の整備・備品購入、開設準備経費（礼金・賃借料開設前月分）等を補助 1か経費の3/3 (12,000,000円限度)
22	家賃補助 <市単独>	変更なし	—	—	家賃の2/3補助（月額50,000円限度）
23	ひとり親家庭減免助成 <市単独>	変更なし	—	—	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の2/3を補助 (限度額 H29：月額8,000円/人)

★「基本額想定例」は、平日13時～19時、土曜・長期休業中 8時～19時 の開所パターンを想定
☞土曜開所加算あり、平日時間加算なし、長期休業中等時間加算3時間分を加算した場合の額

たとえば、「平日 13～20時、土曜・長期休業中 7時30分～19時30分」の場合、
土曜開所あり、平日時間加算1時間分、長期休業中等時間加算4時間分 となり、
「基本額想定例」に、平日加算1時間分+長期休業中等加算1時間分 の加算額をさらに加算